

6 川こ保 2 第 1 7 0 8 号

令和 7 年 3 月 2 7 日

各地域型保育事業所 御担当者様

各地域型保育事業所 開設予定者 様

川崎市こども未来局

保育・幼児教育部保育第 2 課長

令和 7 年度地域型保育事業所子どものための教育・保育給付費等の暫定的取扱いについて（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

令和 7 年度の各種加算については、正式な加算認定がされるまでの間、給付費等の支払いについて、次のとおり暫定的取扱いを行うこととしますので、通知いたします。

なお、本文中に記載のある過去の通知や各種様式等については、別途ご案内しております
令和 7 年度予算事務説明会において資料として掲載する予定ですので、追って御確認いただきますようお願いいたします。

1 公定価格及び市加算運営費の各種加算等について

令和 7 年度に実施する各種加算は以下の表のとおりです。

加算名称	小規模 A 事業所内 A	小規模 B 事業所内 B	小規模 C	家庭的	事業所内 (20 人以上)
処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ	○	○	○	○	○
市処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ	○	○	○	○	○
【新設】1 歳児配置改善加算（仮）	○	○			○
減価償却費加算	○	○	○	○	○
賃借料加算	○	○	○	○	○
市賃借料加算	○	○	○		
管理者未配置減算	○	○	○		○
土曜日閉所減算	○	○	○	○	○
冷暖房費加算	○	○	○	○	○
施設機能強化推進費加算	○	○	○	○	○
第三者評価受審加算	○	○	○	○	○
栄養管理加算	○	○	○	○	○
給食費	○	○			○
行事用給食費					○

冷暖房費					○
特別扶助費					○
一般生活費					○
児童災害共済掛金					○
障害児保育加算	○	○	○	○	○
市障害児保育加算					○
補足給付費	○	○	○	○	○
衛生管理加算	○	○	○	○	○
延長保育費	○	○			○
休憩休息保育士雇用費					○
年休代替保育士雇用費	○	○			○
看護師雇用費	○	○			
看護師雇用補助費					○
事務職員雇用費					○
週40時間勤務保障保育士雇用費	○	○			
産休等代替臨時職員雇用費	○	○			○
指導用給食費					○
嘱託医手当	○	○			○
入園前健康診断手当					○
歯科検診事業費	○	○			○
【新設】地域活動事業費	○	○	○	○	○
物価高騰対応加算（給食費）	○	○	○	○	○
資格保有者加算			○	○	
家庭的保育補助者加算				○	
家庭的保育支援加算（国）				○	
家庭的保育支援加算（市）			○		
保育士比率向上加算		○			
連携保育加算（※）	○	○			
8時間超保育実施加算			○	○	

※公立保育所またはサテライト型小規模保育事業補助金を受けている認可保育所と連携している小規模保育事業は対象外

2 公定価格及び市加算運営費の各種加算等の暫定的取扱いについて

（１）処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ、市処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲについて

処遇改善等加算については、国から詳細が示されていないものの、令和7年度から国

の処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲが一本化されることとなっており、加算項目も「処遇改善等加算」とした上で、区分ごとに加算を認定する予定です。

ただし、暫定請求を認めない場合の施設等への影響が大きいことから、令和7年度については、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ、市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲについて暫定的にこれまでの加算率、認定人数等を用いて請求を行うことができるものとします。

※暫定的な請求を可としています。処遇改善等加算の一本化により加算額や要件等が大幅に変更し、後日多額の戻入や追加払等が生じる可能性がありますので御了承ください。

加算	保育事業所の区分	加算率の暫定的取扱い
処遇改善等加算Ⅰ (6月中の認定を予定)	既存園	令和6年度に認定された処遇改善等加算率を限度として、職員の平均勤続年数の見込み等を踏まえた任意の率で請求可能
	令和7年度新設園	8%
処遇改善等加算Ⅱ及び市 処遇改善等加算Ⅱ (認定は9月以降を予定)	既存園（令和6年度に本加算認定を受けた保育事業所）	令和6年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）、加算額等により、暫定的に請求可能
	令和6年度に本加算認定を受けていない既存園及び新設園	本市が認定を行うまで（9月以降を予定）の間は請求できないものとし、本市が認定を行った後に遡及して請求可能
処遇改善等加算Ⅲ及び市 処改善等加算Ⅲ (認定は9月以降を予定)	既存園（令和6年度に本加算認定を受けた保育事業所）	令和6年度に認定された加算対象職員数により、暫定的に請求可能
	令和6年度に本加算認定を受けていない既存園及び新設園	本市が認定を行うまで（9月以降を予定）の間は、請求できないものとし、本市が認定を行った後に遡及して請求可能

※市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲについては、加算の減額申請等も可能です。

(2) 1歳児配置改善加算（仮）について【新設】

令和7年度から、1歳児の職員配置について6対1から5対1への改善を行った場合やその他一定の要件を満たす場合、「1歳児配置改善加算（仮）」が適用される予定です。当該加算の支給等においては本市のシステム改修を要するため、申請や認定の時期等については追ってお知らせいたします。

(3) 減価償却費加算について

減価償却費加算については、既に認定済の事業所を除いて、年度中に認定申請が必要となるものですが、本市が認定を行うまでの間は、該当園の申出により請求を行うことができるものとします。

(4) 賃借料加算・市賃借料加算について

賃借料加算については、新設園の場合及び既存園のうち賃借料に変更があった場合には、認定申請が必要となりますので、申請の時期については別途御案内いたします。公定価格上の賃借料加算は、すべての事業所で認定前であっても暫定的に請求ができるものとします。市加算の賃借料加算は、令和6年度以前に認定した額を上限に請求できるものとします。認定申請が必要な事業所については、令和7年度中に川崎市が認定を行った上で、4月に遡及して差額分を請求できるものとします。

(5) 管理者未配置減算について

管理者未配置減算については、事業所の運営管理の業務に専従する管理者を配置していない場合等に適用し、減算を行うものとします。年度中に認定申請が必要であり、申請の時期については追って御案内いたしますが、それまでの間は職員の配置状況に応じて暫定的に適用します。

(6) 土曜日閉所減算について

土曜日閉所減算については、年度中に認定申請が必要ですが、申請の時期については追って御案内いたします。認定までの間は、土曜日に事業所を閉所する場合にその日数分に応じて暫定的に減算を行うものとします。請求にあたっては、令和3年3月19日付け保育第2課事務連絡「公定価格における土曜日閉所減算の取扱いについて」を御参照ください。

(7) 冷暖房費加算について

冷暖房費加算については、全事業所加算有りとして請求できるものとします。

(8) 3月加算について

3月に加算される施設機能強化推進費加算、第三者評価受審加算については、毎年度認定申請が必要となるものであり、国からの通知で12月末までの申請とされており、認定を2月末までに順次行っていく予定として、認定後3月に請求できるものとします。

(9) 栄養管理加算について

栄養管理加算については、年度中に認定申請が必要であり、申請の時期については追って御案内いたしますが、本市が認定を行うまでの間は、職員の配置状況に応じて請求を行うことができるものとします。請求にあたっては、令和3年3月1日付け保育第2課事務連絡「公定価格における栄養管理加算の取扱いについて」を御参照ください。

(10) 給食費および保育所型事業所内保育事業における行事用給食費、冷暖房費、特別扶助費、一般生活費、児童災害共済掛金について

全園加算有りとして請求できるものとします。ただし、特別扶助費については、6月と12月のみ請求できるものとし、児童災害共済掛金については、通年で児童1人につき原則1回のみ請求できる（転園等により掛金不要の場合は不可とし、他の保険に加入するため、保険料がかかる場合は複数回請求可）ものとします。

(11) 障害児保育加算(保育所型事業所内保育事業における市障害児保育加算費を含む)について

障害児保育費及び市障害児保育加算費については、毎年度認定協議が必要となるものであり、川崎市が認定を行うまでの間は請求できず、認定後に遡及して請求できるものとします。

(12) 補足給付費について

補足給付費については、別途認定の必要がないため、生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合には全事業所請求を行うことができるものとします。給付完了後、所定の実績報告様式により保護者の確認をいただきますので、正確な金額での請求をお願いします。

なお、補足給付の詳細な取扱いについては「川崎市保育所補足給付事業Q&A集」を御参照ください。

(13) 衛生管理加算について

衛生管理加算については、当該加算の要件に適合する場合には、4月から請求できるものとします。衛生管理加算の取扱いについては、令和5年2月13日付け4川こ保2第837号「市独自加算における衛生管理加算の新設について（通知）」及び「衛生管理加算に関するFAQ」を御参照ください。

(14) 延長保育費について

延長保育費の基本分・加算分については、毎月、各事業所の所定の延長保育時間の範囲内で、その月の最長の実延長保育時間（※）により、当初請求できるものとします。

その上で、実際の利用実績に基づいて追加請求又は未払分への内払処理を行うものとします。

(※) 保育所型事業所内保育事業については、土曜延長の実施の有無も考慮するものとします。

保育料免除加算分については、利用実績取込後の追加請求から行えるものとします。

障害児加算分については、障害児保育費の認定がされるまでの間は請求できないものとし、認定後遡及して加算するものとします。

- (15) 市職員雇用費等（休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、事務職員、週40時間勤務保障保育士、産休等代替臨時職員の雇用費及び指導用給食費）について
市職員雇用費中、産休等代替臨時職員雇用費を除く加算については、全事業所、算定対象職員数の範囲内で、配置のある人数分（週40時間勤務保障保育士及び指導用給食費については算定対象職員数分）の請求を行うことができるものとします。

また、産休等代替臨時職員雇用費については、有給による産休・病休制度を有する園で代替臨時職員の雇用があった場合には、その都度、別に定めるところにより認定申請が必要となります。認定申請については3月加算と同時に御案内いたします。

※令和7年度について、休憩休息保育士、年休代替保育士等の認定要件の再検討を実施する予定です。詳細は「7 令和7年度以降の市加配保育士の考え方について」を御参照ください。

- (16) 嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費について

嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費については、全事業所が加算有りとして請求を行うことができるものとします。ただし、入園前健康診断手当については、2月のみ請求できるものとし、歯科検診事業費については、実施月に請求できるものとします。

- (17) 地域活動事業費について【新設】

地域活動事業費については、令和7年度から新たに設けられた加算となります。請求方法等については追って御案内いたします。

- (18) 物価高騰対応加算（給食費）について

加算の支給等においては本市のシステム改修が必要であるため、詳細は追って御連絡いたします。

- (19) 資格保有者加算について

資格保有者加算については、新たな家庭的保育者を配置した場合には、年度中に認定

申請が必要ですが、申請の時期については追って御案内いたします。認定までの間は、全事業所加算ありで請求できるものとします。

(20) 家庭的保育補助者加算

家庭的保育補助者加算については、全事業所加算ありとして請求できるものとします。

(21) 家庭的保育支援加算（国・市）

家庭的保育支援加算については、全事業所加算ありとして請求できるものとします。

(22) 保育士比率向上加算

保育士比率向上加算については、年度中に認定申請が必要ですが、申請の時期については追って御案内いたします。認定までの間は、職員の配置状況に応じて請求を行うことができるものとします。

(23) 連携保育加算について

冷暖房費加算については、全事業所加算有りとして請求できるものとします。（公立保育園と連携している事業所及びサテライト型小規模保育事業補助金を受けている認可保育所と連携している事業所を除く）

(24) 8時間超保育実施加算

実際の利用実績に基づいて、利用月の翌月に追加請求を行うものとします。

(25) 家庭的保育支援加算

全事業所加算有りとして請求できるものとします。

3 令和7年度の追加請求について

令和7年度の追加請求については、令和7年度の処遇改善等加算率等を本市が認定する予定の7月から請求を行えるものとします。

4 令和7年度の給付費等の請求方法について

令和7年度の給付費等の請求についても、請求ソフトを用い、電子申請システムを通じて請求を行うことを基本とします。

その際、お送りいただくファイルとしては、①請求データのZIPファイル、②在籍児童名簿のCSVファイル、③職員名簿（雇用状況報告書）のExcelファイルの3つ（いずれも請求ソフトから出力）となります。

その後、市の審査が完了し、審査結果のお知らせを電子申請システムで確認でき次第、速やかに「子どものための教育・保育給付費等請求書」に代表者印を押印の上、御郵送いただきますようお願いいたします。なお、給付費は、請求書に基づき支払いを行っておりますので、事務の遅延がないようにお願いします。

5 令和7年度の給付費等の請求・支払スケジュールについて

令和7年度の給付費等の請求・支払スケジュールの詳細は、別紙E x c e l 表を御参照の上、提出期限を厳守していただきますようお願いいたします。

6 令和7年4月請求からの請求ソフトの入力方法について

令和7年4月からの給付費等の請求に向け、請求ソフトの自動アップデートが行われます。当該対応に伴い、修正等が必要な場合は、「令和7年度に向けた請求ソフトの各種情報の更新等について」を御活用ください。

7 令和7年度以降の市加配保育士の考え方について

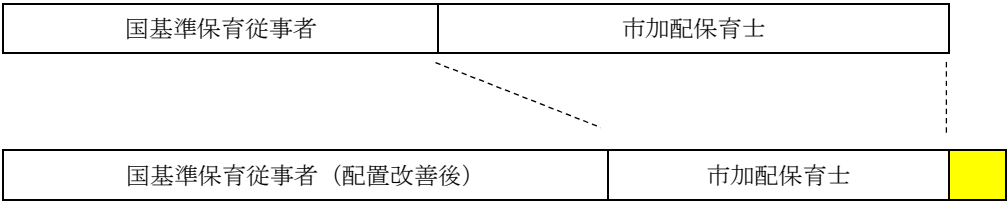
本市では、従来から、国基準を超えて必要となる職員配置（市加配保育士）に対して市加算額（休憩休息保育士雇用費及び年休代替保育士雇用費）を支給してまいりました。一方で、国は、令和5年12月に閣議決定された『こども未来戦略』において、1歳児及び4歳以上児の配置基準の見直しの方向性を示し、このうち令和6年度には3歳児及び4歳以上児の配置基準が見直されたところです。

国は、加速化プラン期間中の早期に1歳児の配置基準を「6対1」から「5対1」に見直すこととしており、令和7年度については、配置基準見直しに先立つ形で「1歳児配置改善加算（仮）」の新設が予定されております。

本市としては、国の配置基準の見直しによって、市加配保育士まで配置した事業所の現行の職員体制が維持されるのであれば、保育士確保に伴う負担を事業所や事業者にも課してまで、更に追加で職員配置を求める必要性は薄いものと考えております。

令和6年度における3歳児及び4歳以上児の配置基準の見直しにあたっては、現行の職員配置に与える影響が限定的であることから、認可保育所等における市加配保育士に対する市加算額については従前の制度内容を維持しましたが、令和7年度以降、1歳児の配置基準の見直しに向けては、上述した趣旨を踏まえつつ、配置基準の見直しが現場の職員配置や業務シフト等に一定の影響を及ぼす可能性も加味しながら、現行の加算制度の見直しを検討していく予定です。

【見直しイメージ】



新たな加算や既存の加算の見直し等により一定の支援を継続

（保育第2課 担当）

電話 044-200-3128